

## ○国土交通省告示第三百七十四号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号。以下「法」という。）第十六条の規定に基づき使用の認可をしたので、法第二十一条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十一年三月十八日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 認可事業者の名称 大阪府知事

第2 事業の種類 一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）

第3 事業区域 [一]（延長：約〇・三キロメートル 地下七十一メートルから八十六メートル） 大阪府大阪市都島区中野町五丁目・都島本通二丁目地内（寝屋川北部地下河川排水機場から（主）市道赤川天王寺線（都島本通交差点））

[二]（延長：約一・四キロメートル 地下六十九メートルから八十五メートル）  
大阪府大阪市城東区野江三丁目・野江四丁目・成育三丁目・成育二丁目・関目一丁目・関目二丁目地内（市道片町野江森小路線（野江四交差点）から城北川取水施設）

[三]（延長：約〇・五キロメートル 地下六十五メートルから八十一メートル）  
大阪府大阪市城東区古市一丁目地内（城北川取水施設から国道四百七十九号（花博記念公園西口交差点））

第4 事業により設置する施設又は工作物の耐力

（寝屋川北部地下河川排水機場から城北川取水施設までのうち事業区域に係る部分）  
施設頂面において一平方メートル当たり約千百六十キロニュートン

（城北川取水施設から鶴見立坑までのうち事業区域に係る部分）施設頂面において一平方メートル当たり約千百一キロニュートン

第5 使用の期間

平成三十三年度から施設の存続する限り